

長野県食と農業農村振興審議会松本地区部会次第

日 時:令和7年7月 30 日(水) 13:30～15:30

場 所:長野県松本合同庁舎 502 号会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 会議事項

(1) 令和6年度における松本地域の取組実績について 資料 1

(2) 令和7年度における松本地域の実行計画について 資料 2

(3) 長野県食と農業農村振興計画の目標達成に向けた取組等への提言について 資料 3

5 その他 資料 4

6 閉 会

長野県食と農業農村振興審議会松本地区部会委員

任期 2年間（令和6年7月28日～令和8年7月27日）

区 分	氏 名	所 属	備 考
農業者	望月 妃佐枝	農村生活マイスター安曇野支部長	令和7年4月1日～
	猿田 久雄	安曇野市在住	公募委員
消費者	松田 健義	松本市在住	公募委員
農業委員	田中 悦郎	松塩筑安曇農業委員会協議会長 松本市農業委員会会長	部会長
	二村 喜子	長野県農業委員会女性協議会松本支部長	
関係団体	小野 靖彦	J A松本ハイランド常務理事	
	中田 平男	長野県中信平左岸土地改良区理事	
市 村	丸山 行康	松本市産業振興部農政課長	
	宮下 浩保	麻績村振興課長	令和7年4月1日～
流通業者	西澤 智成	株式会社R & Cながの青果松本支社長	

敬称略

長野県食と農業農村審議会松本地区部会事務局員名簿

役 職	氏 名	所 属
事務局長	小林 健次	松本農業農村支援センター 所長兼農業農村振興課長
事務局員	高橋 英昭	松本農業農村支援センター 技術経営普及課 技術経営普及課長兼技術経営係長
〃	土屋 勝史	松本農業農村支援センター 農業農村振興課 課長補佐兼農政係長
〃	曾山 岩美	松本農業農村支援センター 農業農村振興課 農村振興係 専門幹兼担当係長
〃	清水 久美子	松本農業農村支援センター 農業農村振興課 生産振興係長
〃	市川 一喜	松本農業農村支援センター 農業農村振興課 生産振興係 担当係長
〃	寺戸 久美子	松本農業農村支援センター 技術経営普及課 課長補佐兼地域第一係長
〃	美谷島 由美	松本農業農村支援センター 技術経営普及課 課長補佐兼地域第二係長
〃	中村 克彦	松本地域振興局 農地整備課長
〃	安永 浩和	松本地域振興局 農地整備課 企画幹兼計画調査係長
〃	倉本 栄	松本地域振興局 林務課 鳥獣対策専門員
〃	中島 庸平	松本地域振興局 商工観光課 課長補佐兼工業係長
〃	青木 一郎	松本家畜保健衛生所 所長
〃	神戸 三希	松本家畜保健衛生所 保健衛生課 保健衛生課長
〃	原 祐太	松本農業農村支援センター 農業農村振興課 農村振興係長
合 計		15 人

長野県食と農業農村振興の県民条例

平成18年3月30日公布

長野県条例第25号

山高く、水清く、凜（りん）とした空気の本県は、南北に長い広大な県土と、四季の変化に富んだ自然環境のもと、たゆみない農業者の努力により、全国有数の食の供給県として発展してきた。

また、本県の農業及び農村は、人々の命の源となる食料を生産するとともに、県土の保全、水資源のかん養、日本のふるさとの原風景としての景観の形成、文化の継承、食文化の形成等多様な役割を果たしており、地域に住む人々の生活の場であるとともに、訪れる人に明日への活力とやすらぎを与えてきた。

しかしながら、近年、本県の農業及び農村を取り巻く情勢は、輸入農産物の増加、農畜産物の価格の低迷、環境対策への対応、遊休農地の極端な増加等大きく変化しており、さらには、食の安全の確保、食育の重要性や食文化に対する関心の高まり等新たな農業及び農村の創造に向けての対応が求められている。

こうした中で、本県の豊かな緑への貢献を始めとする農業及び農村の多面的機能に対する県民の理解をさらに深めるとともに、農業及び農村の再生のために、生産から消費までの各段階で、それぞれの役割に応じた適切な取り組みと連携を行うことが必要である。

このような認識に基づき、本県の食と農業及び農村の振興について、広く県民が参加する基本的な姿勢を示すとともに、地域の可能性や実情に即した計画を定め、実効性ある施策を具体化するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、食と農業及び農村の振興に関する施策について、基本理念及びこれに基づく施策の基本となる事項を定め、並びに県、農業者、食品産業等に関する事業者（以下「事業者」という。）等の責務等を明らかにすることにより、食と農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって食と農業及び農村に対する県民の理解を深めるとともに、環境と調和した本県農業及び農村の持続的発展並びに本県経済の健全な発展を図ることを目的とする。

（基本理念）

第2条 食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることにかんがみ、将来にわたって、安全で安心できる良質な食料が安定的に供給されなければならない。

2 食料の供給は、農業経営の安定化を図りつつ、自給率の向上、農業と食品産業の健全な発展を総合的に図ることを通じ、高度化し、かつ、多様化する県民の需要に即して行われなければならない。

3 県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農畜産物の供給の機能以外の多面にわたる機能（以下「多面的機能」という。）については、県民生活及び県民経済の安定に果たす役割にかんがみ、将来にわたって、適切かつ十分に発揮されなければならない。

4 農業については、その有する食料その他の農畜産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、県内各地域の特性に応じてこれらが効率的に組み合わせられた望ましい農業構造が確立されるとともに、農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。）が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。

5 農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることにかんがみ、農業の有する食料その他の農畜産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、その振興が図られなければならない。

（県の責務）

第3条 県は、前条に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食と農業及び農村の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、国及び市町村等と連携を図るとともに、農業者及び農業関係団体、事業者、消費者及び消費者団体等と協働するよう努めなければならない。

（農業者及び農業関係団体の役割）

第4条 農業者及び農業関係団体は、自らが安全で安心できる良質な食料の安定的な供給及び農村における地域づくりの主体であることを認識し、基本理念の実現に自ら主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 農業者及び農業関係団体は、農業生産活動に当たっては、自然と共生する農業を目指し、環境保全型農業の実践に努めるものとする。

（事業者の役割）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念を踏まえ、消費者に対する安全で安心できる良質な食料の安定的な供給に努めるとともに、県産農畜産物の利用の推進に努めるものとする。

（消費者及び消費者団体の役割）

第6条 消費者及び消費者団体は、食と農業及び農村の果たす役割に対する理解を深め、健全な食生活の重要性を認識するとともに、県産農畜産物の消費及び利用を推進すること等により、食育及び食文化の発展に積極的な役割を果たすものとする。

（財政上の措置）

第7条 県は、食と農業及び農村の振興を総合的かつ計画的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（施策の実施状況の公表）

第8条 知事は、毎年、県が講じた食と農業及び農村の振興に関する施策の実施状況について、議会に報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

第2章 食と農業及び農村の振興に関する基本的施策

第1節 食と農業農村振興計画

第9条 知事は、食と農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、数値目標等を示し、食と農業農村振興計画（以下「振興計画」という。）を定めなければならない。

2 知事は、振興計画を定めようとするときは、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、長野県食と農業農村振興審議会の意見を聴かなくてはならない。

3 前項の規定は、振興計画の変更について準用する。

第2節 食と農業及び農村の振興に関する施策

（農業経営の安定等）

第10条 県は、農業経営の安定及び多様な発展を図るため、経営所得安定対策・価格対策及び農業金融制度の充実、生産の組織化、情報技術の利用促進その他必要な措置を講ずるものとする。

（農畜産物の生産及び供給等）

第11条 県は、安全で安心できる良質な農畜産物の生産及び供給を促進するため、農薬、肥料等の適切な使用、食品の表示の適正化その他必要な措置を講ずるとともに、農畜産物の流通及び加工の過程における衛生管理及び品質管理の高度化その他の農畜産物を利用した商品の流通及び加工の体制の整備に必要な措置を講ずるものとする。

（環境と調和し共生する農業の推進）

第12条 県は、環境と調和し共生する農業の推進を図るため、農業者等が行う有機物資源を活用した土づくりの促進等農業の自然循環機能の維持増進その他必要な措置を講ずるものとする。

（地域の特性を生かした農業の促進）

第13条 県は、立地条件、多様な気象条件等の地域の特性を生かした農業を促進するため、需要に即した農畜産物の生産、品質確保のための技術の普及その他必要な措置を講ずるものとする。

（農村及び中山間地域等の総合的な振興）

第14条 県は、農村及び中山間地域等（山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域をいう。）の総合的な振興を図るため、生活環境の整備による定

住の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

（農業生産基盤の整備等）

第15条 県は、農畜産物の安定した生産を図るため、地域資源の保全に配慮しつつ、農業生産基盤の整備、農地の流動化及び集団化の促進等優良農地の確保、遊休農地の活用、有害鳥獣対策その他必要な措置を講ずるものとする。

（農業技術の向上）

第16条 県は、農業技術の向上を図るため、試験研究体制を整備し、独自品種の研究開発、環境の保全及び農業生産性の向上のための農業技術の開発等を推進し、その成果の普及その他必要な措置を講ずるものとする。

（農業の担い手の確保等）

第17条 県は、意欲ある農業の多様な担い手の確保及び効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図るため、農業に関する教育及び研修の実施、就農支援、農業経営の法人化及び集落営農等多様な農業経営形態の支援その他必要な措置を講ずるものとする。

（農畜産物の販路の拡大等）

第18条 県は、農畜産物の付加価値の向上及び販路の拡大を図るため、産地銘柄の確立、事業者との連携強化その他必要な措置を講ずるものとする。

（農業関係団体との連携強化）

第19条 県は、農業の持続的な発展を図るため、農地の利用集積、意欲ある農業の担い手の育成及び確保、農畜産物の生産集荷、販売戦略の展開等に関し、農業関係団体との連携強化その他必要な措置を講ずるものとする。

（消費者団体との連携強化）

第20条 県は、県民が県産農畜産物への理解を深めるとともに、地産地消（県産農畜産物を県内で消費し、又は利用することをいう。）及び旬産旬消（旬の農畜産物を旬の時期に消費することをいう。）を推進するため、消費者団体との連携強化その他必要な措置を講ずるものとする。

（都市と農村との交流の促進）

第21条 県は、活力ある農村の自律を図るため、農業者等の主体的な活動の支援、都市と農村との交流の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

（多面的機能に関する県民理解の促進）

第22条 県は、農業及び農村の有する多面的機能に関する県民の理解を促進するため、その多面的機能に関する情報の提供、学習の機会の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

（食育の推進）

第23条 県は、健全な食生活の実現を図るため、家庭、学校、地域社会等において、望ましい食習慣、食の安全、地域の食文化等に係る情報の提供、食農教育に関する人材の育成その他必要な措置を講ずるものとする。

（地産地消の推進）

第24条 県は、地産地消及び旬産旬消を推進し、県民が安全で安心できる良質な県産農畜産物を定期的かつ安定的に購入できるよう、県産農畜産物の生産及び流通体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

第3章 長野県食と農業農村振興審議会

（設置）

第25条 食と農業及び農村の振興に関する重要事項を調査審議するため、長野県食と農業農村振興審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（任務）

第26条 審議会は、次に掲げる事項について、知事の諮問に応じて調査審議するものとする。

- （1） 振興計画の策定に関する事項
- （2） 県が実施する食と農業及び農村の振興に関する施策に関する事項
- （3） その他食と農業及び農村の振興に関する重要事項

(組織)

第27条 審議会は、委員15人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 農業者の代表者 4人
- (2) 農業協同組合、農業委員会、その他農業関係団体の代表者 3人
- (3) 市町村の代表者 1人
- (4) 県議会議員 2人
- (5) 消費者の代表者 2人
- (6) 食品産業、流通産業等の事業者の代表者 2人
- (7) 食料、農業又は農村に関し優れた識見を有する者 1人

3 前項の規定による委員の任命は、同項第1号に掲げる者については、次に掲げる区域ごとに行うものとする。

- (1) 上田市、小諸市、佐久市、東御市、南佐久郡、北佐久郡及び小県郡
- (2) 岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、諏訪郡、上伊那郡及び下伊那郡
- (3) 松本市、大町市、塩尻市、安曇野市、木曽郡、東筑摩郡及び北安曇郡
- (4) 長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市、埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡及び下水内郡

(任期)

第28条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第29条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第30条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、原則として公開とする。

(部会)

第31条 審議会に、地域振興局の管轄区域ごとに部会を置くものとする。

第4章 補則

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員等の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。

(「次のよう」略)

附 則 (平成20年12月18日条例第49号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月25日条例第19号)

この条例は、平成25年7月11日から施行する。

附 則 (平成28年12月15日条例第44号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

長野県食と農業農村振興審議会における地区部会の設置規程

第1 設置の目的

「長野県食と農業農村振興の県民条例」に基づいて策定する「長野県食と農業農村振興計画」（以下「振興計画」）策定及び県が実施する食と農業・農村に関する施策に関し、各地域の県民の意見の反映と、地域の特性を生かした地域別の発展方向の策定及び検証を行うため「長野県食と農業農村振興審議会」に地区部会を設置する。

第2 地区部会の設置

「長野県食と農業農村振興の県民条例」に規定されているとおり、地域振興局の管轄区域ごとに、部会を設置する。

第3 地区部会の組織

- (1) 地区部会は、部会委員 10 人程度で組織する。
- (2) 地区部会の部会委員は、農業者、消費者、農業関係団体、農業委員、市町村職員などから、地域振興局長が任命する。
- (3) 部会委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4 会議の運営

- (1) 地区部会には部会長を置き、部会委員が互選する。
- (2) 部会長は、会務を総理し、部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した部会委員がその職務を代理する。
- (3) 会議は、部会長が招集し、会長が議長となる。
- (4) 部会長が認める場合は、部会委員以外の者がオブザーバーとして協議に参画することができる。
- (5) 会議は、部会委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- (6) 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (7) 会議は、原則として公開とする。
- (8) 地区部会の事務局は、地域振興局農業農村支援センター農業農村振興課に置くこととし、事務局長は、地域振興局農業農村支援センター所長の職にある者が充たる。

第5 地区部会の任務

地区部会は、次に掲げる事項について検討し、部会長は、「長野県食と農業農村振興審議会」に報告するものとする。

- (1) 県が策定する振興計画及び県が実施する食と農業・農村に関する施策に関する地域の意見の集約
- (2) 県の振興計画に基づき、地域の特性を踏まえた「地域別の発展方向」の策定及び検証
- (3) その他、食と農業及び農村の振興に関し、地域で必要な事項

(補 足)

この規程に定めのあるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、事務局が会議に諮って定める。

(附 則)

この規程は、平成 19 年 1 月 19 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。